

第 74 回国民体育大会高萩市競技別リハーサル大会宿泊要項

1 目的

この要項は、第 74 回国民体育大会高萩市宿泊基本計画に基づき、第 74 回国民体育大会「いきいき茨城ゆめ国体」高萩市競技別リハーサル大会（以下「大会」という。）に参加する選手、監督、役員及び視察員、報道員その他関係者（以下「大会参加者等」という。）の宿泊について、必要な事項を定める。

2 実施方法

いきいき茨城ゆめ国体高萩市実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、関係機関・団体と十分な調整を行い、大会参加者等の宿舎を確保する宿泊業務を実施するものとする。

3 配宿の基準

- (1) 選手及び監督の宿舎は、都道府県別、競技別、男女別等を考慮して配宿する。
- (2) 選手及び監督は、可能な限りその他の大会関係者等と別の宿舎とする。

4 宿 舎

- (1) 大会参加者等の宿舎は、原則として旅館業法の許可を受けて営業を行うホテル、旅館及び簡易宿所（以下「旅館等」という。）とし、風紀、衛生及び防災上、支障があると認められる宿舎等は利用しないものとする。
- (2) 1 人の宿泊に要する広さは、おおむね 2 畳以上又は 1 ベッドとする。

5 宿泊料金

宿泊料金は、旅館等ごとに料金設定を行うものとする。

6 食 事

- (1) 宿舎において提供する食事は、選手に考慮し栄養面に優れた献立とする。
- (2) 昼食弁当については、第 74 回国民体育大会高萩市弁当調達要項に基づき、幹旋・支給を行うものとする。

7 宿泊料金の精算

宿泊料金の精算は、宿泊責任者又は本人が現地にて精算するものとする。

8 宿泊業務の委託

実行委員会は、宿泊業務の全部又は一部を関係団体等に委託できるものとする。

9 その他

- (1) 大会関係者等が、実行委員会に対して宿泊及び弁当の幹旋を希望しない場合はこの要項は適用しない。
- (2) この要項に定めるもののほか、宿泊業務の実施に関して必要な事項は別に定める。